

伊勢市立宮山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童等にたいして、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

〔基本理念〕

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめをおこなわず、及び他の児童に対しておこなわれるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策をおこなう。

〔いじめの禁止〕

児童は、いじめをおこなってはならない。

〔学校及び職員の責務〕

いじめがおこなわれず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

以上の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

そこで、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめを許さない見過ごさない人権文化にあふれた学校づくりに努める。② 児童一人ひとりの自己効力感を高め自尊感情を育む教育活動を推進する。③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。④ いじめの早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。 |
|--|

2 いじめの未然防止のための取組

子どもの姿をとらえていくとき、子どもたちの暮らしの事実の中にどのようないじめや差別の結果とそのいじめや差別を生み出す要因や背景があるのか明らかにしながら（いじ

めや差別の構造をとらえる)、「教師自身の立つ位置」や「差別のとらえ方」を常に問い直し、子ども一人ひとりの「思い」や「生い立ち」、「生活背景」などを大切にして課題設定をする。

「泥水の入ったコップの水は、しばらくすると泥が底に沈み、上澄みの部分は無色透明なきれいな水になるが、その無色透明な水の部分を見て『いじめがない』『差別がない』をとらえるのではなく、コップの水をかき混ぜることで本当の子どもの様子を明らかにし、泥の部分(子どもの課題)をていねいにきれいにしていく」ことを大切にしていく。その「かき混ぜていく」取組を進めながら、いじめや差別を生み出したり温存したりする背景や考え方・価値観を洗い出し、「反いじめの立場、反差別の立場で徹底的につながる」実践を、わたしたちはていねいに積み重ねていきたい。

子どもたちの中に一人でも「いついじめや差別を受けるかわからない」と不安を抱えているのならそこにはすでにいじめや差別があると考え、子どもたちが、安心して自分の思いが出せるように取り組んでいく必要がある。また、友だちと「つるんでいないと」「群れていないと」不安を感じてしまう子どもたちについては、「自己肯定感(自尊感情)」と「自己効力感」を高め、一人ひとりを大切にしたていねいな実践で育てていくことも必要である。

「いじめられる側にも原因がある」としてそれを「いじめる理由とする」傾向や「その子自身が変わらなければ、わたしたちは受け入れない」とするような周りの子どもたちの姿勢も見逃せない。いろいろな抑圧や差別を生み出す構造を原因とする問題行動に対して、その子自身のみが向き合い、改善に取り組まなくてはならないとする考え方は間違っている。わたしたちは、目の前で起こっている事象に対して、その事象の原因と背景を整理して追求し、自分とのかかわりを考えなければならない。「その子のために自分ができることは何か」、「自分もかかわっていかなくては本当の解決にはならないこと」を、わたしたちは子どもたちとともに常に問い直し、広い視野と柔軟な姿勢で取り組みを進めていくことが大切である。

(1) いじめを許さない、見過ごさない人権文化にあふれた学校づくりに努める。

いじめや差別をなくしていくために、子ども一人ひとりが、「いじめられるのは嫌」「いじめるのは嫌」「身近にいじめがあるのも嫌」という思いを持ち、様々な教育活動を通して、暮らしや思いを共有・共感していけるように取り組む。

<帰りの会の「みんなに聞いてもらいたいこと」より>

「Aに言いたいことがあるんやけど・・・。掃除の時間、Bの名前を言い換えて遊んどったやろ。感じ悪いでやめてほしいんやけど。Bもいややったと思っと思ったと思うけど、聞いているぼくは、むっちゃいややった。やめてな。」とCはみんなに伝えた。Cは目の前で起こった事象に対して、自分がされていなくても自分はどう思うのかを相手に伝えることで解決に向けて行動した。

【目指す子どもの姿】

- ・ 失敗や成功を受け入れて認める。
- ・ 意見や考えを自由に発表したり、表現したりする。

- ・ 自分のよいところも不十分なところも表現できる。
- ・ 結果だけにとらわれずに過程を大切にする。

【教師の具体的な取り組み】

- ① 朝の会・帰りの会や学級会の活動で互いの思いを伝えあう機会を持ち、問題解決に向けて一緒に取り組む。
- ② P D C Aサイクルをきちんと回す。
(C＝チェックで終わらずに、問題の指摘で終わらずに、解決の展望まで明らかにする。)
- ③ 相手の気持ちや置かれている状況を、想像力豊かに「思い巡らすこと」ができるよう指導する。
(国語科や道德等の学習の充実など学習とくらしのつながりが見える学習指導)
- ④ 「遊びの3原則＝いつでもやめられる・やっているみんなが楽しく気持ちがいい・周りにめいわくをかけない」を常に意識させる。

(2) お互いが高めあう関係での「生活づくり」「学習集団づくり」をめざす。

いじめをなくしていくために、子どもたちが様々な取り組みを通して、お互いの暮らしの事実を知り、他者と重なり合うことで、生活の改善や学級集団のつながりを高め合えるように取り組む。

<学級の「忘れ物調べ」>

いつも忘れ物をする「友だち」に対して、チェック表に「×」を付けるだけで、なぜその子が忘れ物をたくさんしてくるのか問うこともなく、事務的に「この子は忘れ物が多い子」と決めている。一方で、ハンカチ・ティッシュ調べの係は、忘れた子にていねいに理由や事情の聞き取りをしたり、その場で連絡帳に書いたかチェックをしたり、帰りの会で忘れないように呼びかけたりと具体的な行動を続けている。結果、ハンカチとティッシュはみんなが持ってこられるようになった。

<体育の授業で「やる気」が見えない「友だち」に対して>

「ちゃんとやれよ！」と注意はするけれど、そこでとどまる姿がある。一方で、そのやる気のない時の幅跳びの記録に対して、「その記録でええのか？もう一回計るんやったらつきあうで。」と授業のまとめの時に、もう一度全力で記録のを取り直しをさせた友だちがいる。

【目指す子どもの姿】

- ・ 互いのことを深く知り合う。
- ・ 互いに協力して目標に向けて一緒に努力する。
- ・ 互いの生活の中にある課題を進んで解決しようとする。

【教師の具体的な取り組み】

- ① 作文や日記指導を通して、子ども達の生活の事実を把握し、学級活動や学級通信を通して交流することで互いのつながりを深める。
- ② 各教科の学習を通して、子どもの暮らしとのつながりが見える学習指導を充実させる。

- ③ 係活動や委員会等で子どもに主体性を持たせることで、子ども達の責任感を育て、生活改善や集団としての高まりを意識させる。

【(3) 児童一人一人の自己効力感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。】

いじめをなくすために、「仲間とつながりを感じながら高まっていく取り組み」や「自分の役割の大きさや自分についての存在感を確かめる取り組み」を進めるとともに、「いじめや差別と闘う姿は実に多様で、自分にできることを仲間とともに粘り強くあきらめずに取り組む」ことが大切だということを学ぶ機会を教育活動の中で意図的に位置づける。

【目指す子どもの姿】

- ・ 課題解決に向けて取り組む。
- ・ 自分や他者の考えを柔軟に見つめ直す。
- ・ 集団生活の中で社会の一員としての責任感を持つ。
- ・ 他者との関係の中で自己実現しようとする。

【教師の具体的な取り組み】

- ① それぞれの学習場面で、検証軸に設定した子どもに寄り添った授業を設計する。
- ② 「ふりかえり」を重視し、授業や行事などの取組に必ず「ふりかえり」の機会を作り理解度や困り感を把握し、改善に生かす。
- ③ 自分の役割と責任について考えて集団活動に積極的に参加し、協力して生活を向上させようとする態度を身につけさせる。
- ④ 児童会活動等の自主的な運営の支援をおこなう。
- ⑤ 子どもの自発的な活動の支援をおこなう。
- ⑥ 人とつながる喜びを味わう体験活動をおこなう。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生活指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。職員会議や研修会の場で児童の情報を共有し、全教職員で育てる。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童や周囲の児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 「いじめアンケート」「ハイパーQ U」等を年2回以上行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導をおこなう。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守る。
- イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かす。
- ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生活指導委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生活指導担当、教育相談担当（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、スクールカウンセラー（緊急時）

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めると。

<開催>

原則月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急児童指導委員会を開催し迅速な対応をおこなう。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

緊急を要する問題行動が発生したときには緊急児童指導委員会を開催する。緊急児童指導委員会参加メンバーは次の通りとする。

校長、教頭、生活指導担当、スクールカウンセラー、PTA会長、主任児童員、（学校評議員）

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処をおこなう。

- ア 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成27年8月28日策定

平成29年5月17日修正

平成30年5月16日修正